

公安委員会 説明資料No. 1	「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和元年7月18日 生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和元年7月22日（月）から令和元年8月20日（火）までの間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）においては、危害予防の観点から、銃砲の構造又は機能が政令で定める基準に適合しない銃砲については所持許可を受けることができないこととしており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）及び銃刀法施行規則において、ライフル銃の全長について93.9センチメートルを超えることと定められているところ、近年、国際的なライフル射撃競技大会において、相当数の外国人選手が全長93.9センチメートル以下のライフル銃を使用している実態があること、ライフル射撃競技の関係団体からの意見があること等も踏まえ、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、全長に係る規制を他の銃砲と同様に維持する必要性が高いとは言えないことから、銃刀法第4条第1項第1号の許可を受けて所持する、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃について、銃の全長に係る規制を見直すもの。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日</p>		

## 1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

令和元年7月22日（月）から令和元年8月20日（火）まで（30日間）

## 3 主な内容

### (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案（6月施行分）

- ・ 運転中の携帯電話使用等に係る点数及び反則金の額を引き上げる。
- ・ 歩行補助車等に該当する車を追加する。
- ・ 免許失効者への運転経歴証明書の交付要件等を定める。
- ・ スロベニア共和国を、自国の免許証に翻訳文を添付して運転できる国又は地域から削る。
- ・ 運転免許試験手数料その他の手数料の額を改める。

### (2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案（1年施行分）

- ・ 作動状態記録装置不備、自動運行装置使用条件違反及び自動運行装置の整備不良に係る点数及び反則金の額を規定する。

### (3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- ・ 原動機を用いる車のうち、歩行補助車等及び軽車両に該当するものの基準を整備する。
- ・ 免許証の再交付を申請することができる場合を定める。
- ・ 一定の定格出力の原動機を有する自動二輪車の区分を、普通自動二輪車から大型自動二輪車に改める。
- ・ AT限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を廃止する。

## 4 施行期日

3 (1)及び(3)：令和元年12月1日（スロベニア共和国を政令国から削る規定にあつては公布日）

3 (2)：改正法の施行の日（道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日）

## 1 刑法犯認知・検挙状況

	R元.6末	H30.6末	増減数	増減率(%)
認知件数	363,846	398,427	-34,581	-8.7
検挙件数	141,328	152,708	-11,380	-7.5
検挙人員	92,877	100,263	-7,386	-7.4
うち少年の検挙人員	9,397	11,376	-1,979	-17.4
検挙率(%)	38.8	38.3	0.5ポイント	

## 2 主な特徴点

### (1) 認知状況

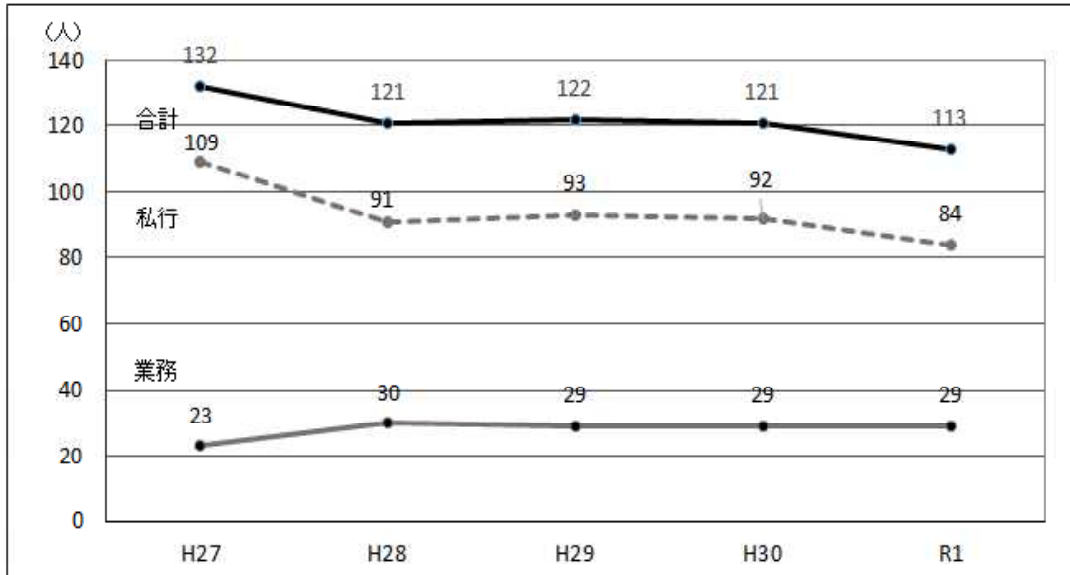
- 令和元年上半期における刑法犯認知件数は36.4万件（人口（※）千人当たり2.9件）で、戦後最少であった平成30年（81.7万件）の上半期（39.8万件。人口千人当たり3.2件）を更に下回った。
- 重要犯罪の認知件数は前年同時期比で8.8%減少した。過去5年間増加傾向にあった略取誘拐・人身売買についても前年同時期比で8.7%の減少に転じた。他方、殺人及び強制性交等は前年同時期比でそれぞれ5.6%、9.8%増加した。
- 刑法犯認知件数の7割以上を占める窃盗犯は、本年上半期も前年同時期比で9.1%減少しており、近年の減少傾向が継続している。
- 詐欺の認知件数は前年同時期比で14.8%減少した（売り付け及び振り込め詐欺が前年同時期比でそれぞれ23.7%、18.7%減少。）。
- 高齢者（65歳以上）被害の割合は、刑法犯全体では16.2%であるが、罪種別にみると、詐欺が50.5%と極めて高かった（特に振り込め詐欺では、高齢者被害の割合が80.6%）。

※ 人口は平成30年、令和元年とも総務省人口推計による平成30年10月1日現在の総人口。

### (2) 検挙状況

- 本年上半期における刑法犯の検挙率は38.8%、重要犯罪の検挙率は84.1%、重要窃盗犯の検挙率は61.9%であった。
- 刑法犯、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率はいずれも平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、本年上半期は前年同時期比で全て上昇した。
- 刑法犯の少年の検挙人員は平成10年以降減少傾向にあり、本年上半期は9,397人で、30年の上半期（11,376人）を更に下回った。29年以降、大幅な増加がみられた振り込め詐欺に係る少年の検挙人員も、前年同時期比で約30%減少したものの、振り込め詐欺の検挙人員に占める少年の割合は22.5%と刑法犯検挙人員全体に占める少年の割合（10.1%）に比して高い。

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	2		3(- 1)
被疑者事故等					0(- 2)
情報管理・取扱不適切					0(- 1)
職権濫用・収賄供応等		3			3(+ 2)
犯人隠避等			5	2	7(+ 5)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		2	3	2	7(+ 6)
物品管理不適切等				2	2(+ 2)
その他の勤務規律違反等			1	1	2(- 6)
暴行・傷害等			4	1	5(- 2)
窃盗・詐欺・横領等	5	7	15		27(- 2)
交通事故・違反	2	10	6	3	21(- 1)
異性関係	4	5	25	1	35(- 7)
その他の法令違反等				1	1(- 1)
監督責任					0(± 0)
計	11 (-11)	28 (- 4)	61 (+ 2)	13 (+ 5)	113(- 8)

※ ( ) 内は前年同期比を示す。